令和5年第4回

長与町議会定例会会議録

令和5年12月 5日開会 令和5年12月15日閉会

長 与 町 議 会

令和5年第4回長与町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日令和5年12月5日本日の会議令和5年12月5日招集場所長与町議会議場

出席議員

1番	堀			真	議員	2番	藤	田	明	美	議員		3番	岡	田	義	晴	議員
4番	八	木	亮	三	議員	5番	松	林		敏	議員		6番	西	田		健	議員
7番	浦	Ш	圭	_	議員	8番	中	村	美	穂	議員		9番	安	部		都	議員
10番	金	子		恵	議員	11番	Щ	П	憲	一郎	議員	1	2番	堤		理	志	議員
13番	竹	中		悟	議員	15番	西	畄	克	之	議員	1	6番	安	藤	克	彦	議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

 議 会 事 務 局 長 荒 木 秀 一 君
 議 事 課 長 福 本 美也子 君

 係 長 江 口 美和子 君 主
 任 村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君 副 町 長 鈴木典秀君 青田浩二君 教 育 長 金﨑良一君 長 総 務 部 企画財政部長 村田 ゆかり 君 建設產業部長 山口新吾君 住 民 福 祉 部 長 宮崎伸之君 健康保険部長 森川寛子君 水 長 渡部守史君 計 管 理 田中一之君 道 局 会 者 教 育 次 長 山本昭彦君 務 課 長 荒木 隆 君 総

会議録署名議員

8番 中村 美 穂 議員 9番 安 部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会9時30分散会9時57分

令和5年第4回長与町議会定例会会期日程(案)

◎ 会期 12月5日(火) $\sim 12月15日$ (金) 11日間

月	日	曜	時 間	区分	備考
	5	火	9:30	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 議案上程(提案理由説明)
					(全員協議会)
	6	水	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前)竹中議員・八木議員 (午後)山口議員・岡田議員 西岡議員
	7	木	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前)浦川議員・金子議員 (午後)堤議員・安部議員 松林議員
1 2	8	金	9:30	本会議	一般質問(2名) (午前)西田議員・堀議員 議案に対する質疑・採決(委員会付託以外の議案) 議案に対する質疑・付託(委員会付託議案)
	9	土	_	休 会	
	1 0	日	_	休 会	
	1 1	月	9:30	委員会	付託案件審査
	1 2	火	9:30	委員会	付託案件審査
	13	水	9:30	委員会	付託案件審査
	1 4	木	9:30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	1 5	金	9:30	本会議	委員長報告・採決(委員会付託議案)

1	13番	竹 中 語 議 員
		① 中小企業者・小規模企業者の事業継続支援対策について
		②複合施設建設について
2	4番	八木亮三議員
		① 在宅福祉事業について
		② 福祉バスについて
3	11番	山口 憲一郎 議員
		① 町の農業政策について
		② 本町高齢化対策について
		③ 町長選挙について
4	3番	岡田義晴議員
		① 長与町公共施設等総合管理計画について
		② 長与町人口ビジョンについて
5	15番	西岡克之議員
		① 不登校問題について
		② 本町の男性育休取得率について
6	7番	浦川 圭一 議員
		① 給食食材の購入にかかる契約の実態について
	10页	②町特別職報酬等審議会の定期的な開催について
7	10番	金子 惠 議員
8	1 0 釆	① 遊び心のある住民主役のまちづくりについて堤 理 志 議 員
0	12番	ゲー
		②町財政の現状認識について
		③ 前期基本計画にある農業、商工業の創造性と活性化策について
9	9番	安部都議員
	J'EF	ターの 報 最 員 ① 来年度の町長選挙出馬とこれまでの町政運営について
		② 障がい児・者の福祉政策について
1 0	5番	松林敏議員
	ОШ	① 学童保育について
		②町主催の行事における保険について
1 1	6番	西田健議員
	7	① 安全・安心な住みよいまちづくりの取り組みについて
12	1番	堀 真 議 員
		① GIGAスクール構想によるICT機器の活用状況について
		② 不登校生徒の支援について

令和5年第4回長与町議会定例会 議事日程(第1号)

令和5年12月5日(火) 午前9時30分 開議

1		午前9時30分	開議	Ì
日程	議案番号	件名	備	考
1	_	会議録署名議員の指名		
2		会期の決定		
3		議長報告		
4		行政報告		
5	6 2	長与・時津環境施設組合規約の変更について		
6	6 3	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例		
7	6 4	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例		
8	6 5	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例		
9	6 6	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
10	6 7	長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例		
1 1	6 8	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例		
1 2	6 9	令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)		
1 3	7 0	令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		
1 4	7 1	令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)		
1 5	7 2	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例		

〇議長(安藤克彦議員)

皆さんおはようございます。ただ今から令和5年度第4回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番中村美穂議員、9番安部都議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告でありますが、お手元に配布したとおりであります。次に、請願陳情について申し上げます。会議規則第92条の規定により、請願第2号については総務厚生常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

陳情は1件で参考配布としております。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

〇町長(吉田愼一君)

皆さんおはようございます。早いもので今年も残すところあとわずかとなりました。 寒さが日増しに募り体調を崩しやすい季節となってまいりましたので、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に留意され、御自愛いただきますようお願いしたいと思っております。

さて、令和5年第4回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の大変ご多用の中にご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけでございますが、本定例会におきましても一般会計補正予算案をはじめ、各種条例改正案など多数の議案を提出いたしておりますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは9月から11月にかけましての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配布させていただいておりますので、主要な部分のみご報告をさせていただきます。まず9月でございますが、1日にはJR長与駅を基点とした地域のにぎわい創出に関する協定締結式が執り行われました。本協定は、長与駅を基点としたにぎわい創出を目的に締結されたもので、駅のにぎわいが地域のにぎわいへ、そして地域のにぎわいが町のにぎわいへとつながっていく一つのきっかけになればと期待をしているところでございます。3日には、町内各地区から29チームが参加し、町民の親睦と健康づくりを目

的といたしました毎年恒例の町民ソフトボール大会を開催をいたしたところでございま

す。各会場とも熱戦が繰り広げられ笑顔と活気あふれる素晴らしい大会となりました。

10月に入りまして、23日には、国道207号の整備促進につきまして、長崎県知事および長崎県議会議長へ要望活動を行っております。25日には、上長与地区コミュニティ運営協議会の皆さんとコミュニティにおけるこれからのまちづくりをテーマに、ほっとミーティングを開催をいたしました。当日はコミュニティでの現在の取り組みや苦労話など参加された皆さまから率直なご意見をお聞きするとともに、引き続き町とも連携をとりながら一緒になって、さらに住みよい地域づくりに取り組むことを確かめることができたわけでございます。

11月に入りまして、1日には、県庁で行われました長崎ヘルシーアワード表彰式に 出席し、長崎県版健康寿命の評価指数におきまして、県内の全自治体の中で最も優秀な 自治体としてヘルシータウン賞を受賞をいたしました。今回の受賞は町民の皆さまが健 康ポイント事業やヘルシーウォーキング事業をはじめ、日頃の食事や健康診断の受診な ど、健康を意識してあらゆる面で積極的に取り組んでいただいたことが評価されたもの でございます。今回の受賞を励みに引き続き関係各位と協力しながら、さらなる健康寿 命の延伸に努めてまいりたいと思っております。3日には長与町民文化祭表彰式典を挙 行いたしたところでございます。式典では、自治功労や教育文化、スポーツなど各分野 におきまして多大なるご貢献を賜りました37名と3団体へ表彰状および感謝状の授与 を執り行っております。5日には、令和元年の町制施行50周年の折に開催をして以来 4年ぶりとなります郷土芸能大会を開催をいたしたところでございました。今回は町内 8つの団体の皆さま方が郷土芸能を披露され、会場に集まった町民の皆さまを大いに魅 了をしておりました。8日および14日には、国道207号の整備促進について国への 要望活動を行っております。また16日には、大村湾の環境保全につきまして国への要 望活動を行っております。今後も国、県に対しましては、機会あるごとに本町が抱える さまざまな課題につきましてご理解をいただくとともに、その解決に向けて協力を要請 してまいりたいと考えております。その他にも多くの会議等に出席しておりますので、 次に載せております5,000万円未満の入札結果と併せましてご参照いただければと 存じております。以上で行政報告を終わります。

〇議長(安藤克彦議員)

日程第5、議案第62号長与・時津環境施設組合規約の変更についてから日程第11、 議案第68号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例までの7件を一括議題といたします。

ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。 吉田町長。

〇町長(吉田愼一君)

それではただ今一括議案となりました議案第62号から第68号につきまして、提案 理由を申し上げたいと思っております。はじめに議案第62号長与・時津環境施設組合 規約の変更につきましてでございます。本議案は、長与・時津環境施設組合の管理者及び副管理者の任期を会計年度単位とし、さらなる運営の安定化を図るもので、当該施設組合規約の一部を変更することにつきまして、地方自治法第286条第1項および第290条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。規約の変更点につきましては、第10条におきまして管理者および副管理者の任期を現行の関係町の長としての任期によるものから2年に改めるもので、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第63号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例。議案第64号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正す る条例。議案第65号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に 関する条例の一部を改正する条例につきましては関連いたしますので、まとめてご説明 を申し上げたいと思っております。本議案は、町議会議員および三役の期末手当の支給 割合につきまして、特別職の国家公務員の期末手当に係る改定に準じまして、改正を行 うものでございます。第1条につきましては、期末手当の支給割合を0.1月分引き上 げ、総支給割合を3.4月分とするものでございます。第2条につきましては、6月およ び12月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ100分の170に改 めるものでございます。なお、附則につきましては、条例第1条は交付の日から施行、 令和5年12月1日から適用するものとし、第2条は、令和6年4月1日から施行する こと。また、期末手当の内払いについて定めているところでございます。続きまして、 議案第66号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議 案は、人事院勧告の内容に準じまして、町職員の期末手当および勤勉手当における支給 割合ならびに給料月額の改定を行うものでございます。令和5年8月の人事院勧告にお きましては、民間給与との格差を埋めるため、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給 料月額を引き上げるとともに、期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げる改定が なされているところでございます。長崎県人事委員会におきましても同様の改定がなさ れておりまして、本議案はこれらの勧告に準じ条例改正を行うものでございます。第1 条につきましては、職員の期末手当および勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引 き上げ、期末勤勉手当の総支給割合を4.5月分としております。なお再任用職員につき ましてはそれぞれ0.025月分引き上げ、総支給割合を2.35月分としているところ でございます。またこれらに加えまして、別表第1の給料月額を改定するものでござい ます。第2条は、期末手当および勤勉手当の支給割合を平準化するため、6月および1 2月期の配分をそれぞれ改めるものでございます。なお附則につきましては、条例第1 条は公布の日から施行、令和5年4月1日から適用するものとし、第2条は令和6年4 月1日から施行すること、また給与の内払いについて定めているところでございます。 続きまして議案第67号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例につきまして、本議案は、人事院勧告の内容に準じて会計年度任用職

員の給与等の改定を行うもの。また、地方自治法の一部改正に伴い令和6年度から会計 年度任用職員に対し勤勉手当を支給するものでございます。条例の主な内容につきまし ては、第2条第1項の改正と新たに追加する第13条の2および第23条の2の規定が 勤勉手当に係るもので、支給対象は任期の定めが継続して6月以上のもの。支給割合は 職員に準ずることとしております。また別表第2の改正につきましては、令和5年8月 の人事院勧告における給料月額の引き上げに伴い、報酬基準月額を改定するものでござ います。なお附則につきましては、勤勉手当に係る規定の施行期日を令和6年4月1日 とし、報酬基準月額については、令和5年4月1日から適用、併せて給与の内払いにつ いて定めているところでございます。また、関連する2つの条例につきましても、本附 則により改正することとしているところであります。続きまして議案第68号長与町特 定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例につきまして、本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並び に特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準拠し、所要の改正 を行うものでございます。改正の内容といたしましては、認定こども園法第3条第10 項の削減に係る改正で、同法第3条第11項が繰り上がる項ずれに対応する改正を行う ものでございます。また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど も・子育て支援施設等の運営に関する基準第6条第2項の規定を適用する場合の読み替 え規定につきまして、読み替え内容を一部見直すことに係る改正を行うものでございま す。なお、附則につきましては、施行期日を交付の日からと定めております。以上が議 案第62号から第68号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上 げます。

〇議長(安藤克彦議員)

日程第12、議案第69号令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)から日程第14、議案第71号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)までの3件を一括議題といたします。ただ今一括議題として議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

〇町長(吉田愼一君)

それではただ今一括議案となりました議案第69号から第71号につきまして、提案理由を申し上げたいと思っております。はじめに議案第69号令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,670万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を152億7,963万円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げたいと思っております。歳入の14款国庫支出金は、住民基本台帳システムおよびコンビニ交付システムの改修に伴う社会保障・税番号システム改修費補助金の他、低所得の子育て世帯に対する子育て

世帯生活支援特別給付金事業費補助金の増額等を計上しております。15款県支出金でございます。障害児通所給付費等負担金および福祉医療費補助金の増額等を計上をしております。17款寄附金は、ふるさと長与応援寄附金の増額ほか、保健衛生費寄附金および企業版ふるさと納税寄附金を計上。19款繰越金は今回の財源調整として計上をしているところでございます。

続きまして3ページからの歳出につきまして、主なものをご説明を申し上げます。歳 出では、各科目の職員の人件費につきまして、主に職員の配置転換に伴うものの他、人 事院勧告に基づく職員の給与およびパート報酬等の差額支給に伴う補正を計上をしてお ります。それでは職員の人件費以外の補正につきましては、主なものをご説明を申し上 げます。2款総務費では、Lアラートの仕様変更に伴うホームページ改修業務委託料お よびふりがなの法制化に伴う住民基本台帳システム改修業務委託料の他、ふるさと長与 応援寄附金の増額に伴うふるさと納税返礼品の増額ならびに町長および町議会議員同時 選挙に伴う経費等を計上しているところでございます。3款民生費でございます。障害 福祉サービス等報酬改定に伴う障害者福祉システム改修業務委託料、および企業版ふる さと納税寄附金を活用いたしました備品等購入費の他、低所得の子育て世帯に対する子 育て世帯生活支援特別給付金の増額ならびに保育所等における使用済みおむつの処分に 係る保育環境改善等事業補助金等を計上をしているところでございます。 4 款衛生費で ございます。健康センターのエアコン取り替え工事の他、自治会の資源化物拠点収集の 活動に対する資源分別収集助成金の増額等を計上しております。10款教育費では、小 中学校ほか各施設における電気使用料の増額ならびに企業版ふるさと納税寄附金を活用 した中学校部活動の地域移行における事業費等を計上をしております。 5ページの第2 表債務負担行為補正では、小学校教師用教科書・指導書購入事業の債務負担行為をお願 いをいたしているところでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案 のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照を願いたいと思って おります。

続きまして、議案第70号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加いたしまして、補正後の総額を42億3,341万円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。それでは歳入につきまして、1款1項国民健康保険税は、出産被保険者に係る産前産後期間の保険税減額措置によるものでございます。5款1項他会計繰入金は、会計年度任用職員人勧増額分によるものと、産前産後保険税減額措置分の一般会計からの繰り入れを計上しているところでございます。8款1項国庫補助金は出産育児一時金臨時補助金でございます。次に歳出につきましてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款1項総務管理費、1款2項徴税費、4款1項保健事業費および4款2項特定健康診査等事業費は、人事院勧告に基づく

人件費の増額分でございます。8款1項予備費は収支の調整として計上しております。 以上が補正予算の内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付いた しておりますので、ご参照をしていただきたいと思っております。

続きまして議案第71号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)につ きまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきま して、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,618万1,000円を追加いたしまして、 補正後の総額を31億3,616万5,000円とするものでございます。補正の内容に つきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。 保険事業勘定の歳入につきまして、3款2項国庫補助金は、介護保険事業費補助金で介 護報酬改定等に伴うシステム改修費に係る国庫補助でございます。7款1項一般会計繰 入金は、介護給付費の増額に伴う介護給付費繰入金等を計上をしているところでござい ます。次に歳出についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款1項 総務管理費は介護報酬改定等に伴うシステム改修の増額分でございます。1款3項介護 認定審査会費は人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。2款1項介護サービ ス等諸費は介護給付費等の増額分でございます。 3 款 3 項包括的支援事業・任意事業費 は人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。7款1項予備費は、収支の調整と して1億6,046万5,000円を減額計上しております。以上が補正予算の主な内容 でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照 をお願いします。

以上が議案第69号から第71号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお 願い申し上げます。

〇議長(安藤克彦議員)

日程第15、議案第72号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。ただ今議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。 吉田町長。

〇町長(吉田愼一君)

それでは議案第72号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。本議案は地方税法の一部改正に伴い出産する被保険者に係る産前産後期の国民健康保険税の所得割額および被保険者均等割額を減額する措置を講ずる必要があるため、所要の改正を行うものでございます。第21条第3項の追加につきましては、出産被保険者に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額および介護納付金課税額における被保険者所得割額および均等割額の減額措置につきまして、その減額する金額を定めるものでございます。第22条の3の追加につきましては、出産被保険者に係る届出等について定めたものでございます。なお附則につきましては、第1項は、本条例の施行期日を令和6年1月1日とし、第2項におきまして適用区分を令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の時期に係るものおよび令和6年度以降

の年度分の国民健康保険税とされるものでございます。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

〇議長 (安藤克彦議員)

以上で本日の日程は全て終了いたしました。 明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。 (散会 9時57分)